

清代華北における直接生産者の一側面

——民間宗教の伝播から見た農村社会——

小 田 則 子

はじめに

一、清代民間宗教の伝播から見た華北農村社会

(一) 伝播地域

(二) 民間宗教の信徒について

1 信徒の職業構成

2 伝教活動の様子

二、清代華北における直接生産者の存在形態

(一) 嘉慶〜道光年間の直隸省における土地所有状況

(二) 清代華北における村落居住者の生活形態

1 村落居住者と補充労働

2 補充労働の内容

3 村落居住者と移動

おわりに

はじめに

直隸省南部から山東省西部、河南省東部にかけて黄河の堆

積によって形成された沖積平原が広がる。この平原地帯から山西省の山間部にかけての華北地域の研究——特に清代の華北農村の研究は、一九六〇年代を中心に成果を残した明代の賦役制度の諸研究⁽¹⁾、近年精力的に進められつつある一九三〇年代の農民層分解論や農村社会研究との狭間にあつて、なおその実態究明が要請される状況にある。従来、清代の華北農村社会については、農業生産性の低さ、自作農の多数の残存、商業的農業の未展開など、おおむね経済発展の「後進性」をもって理解されている。⁽³⁾ただし、研究の蓄積はあまり多いとは言えず、そのためいわゆる「後進性」の内容、また自作農や零細土地経営者をも含めた地主制の在り方など、華北の社会構造に関する検討はなお進んでいないと思われる。⁽⁴⁾

ところでその一方、清代華北における民衆運動の研究に

は、一定の積み重ねが見られる。現在までに、抗糧闘争・民間宗教運動を中心とした具体的な史実とその前提となる社会状況が考察されてきた。⁽⁵⁾ところが、その問題関心は蜂起や運動の過程それ自体に向けられることが多かったため、華北社会の構造は、そうした運動の基礎条件として二次的に分析されるに止まっている。このため、同様に清代の華北農村を考察の対象としているにもかかわらず、民衆運動の諸研究は、従来の華北社会論とは別個の論題として進展してきたと思われる。

しかし、清代華北農村社会研究の相対的な立ちおくれを考えるならば、私達は前記の社会構造論とこの民衆運動論の両者を有効に活用して華北社会の構造に迫る必要がある。即ち、諸事件とその基底にある華北の社会構造とを連動させて検討していくこと、また、従来の静態的な社会構造の把握を動態的な民衆運動の見解により補っていくことの双方が必要なのではなからうか。

本稿では、清代華北の社会構成の基礎をなす農村社会の構成員(直接生産者)の存在形態の一端について、華北農村を活動の基盤とした民間宗教の分析を通して考察したいと思う。⁽⁶⁾即ち、民間宗教の信徒と伝播の実態を検討することにより、

村落内の構成員の生活空間の広がりをも含めてその具体的な姿をみていくことが可能になると考える。

清代の華北農村社会における主要な構成員としての直接生産者については、従来、片岡芝子氏、足立啓二氏が次のような点を明らかにしている。⁽⁷⁾まず片岡氏は、明末清初の直接生産者を、郷村の経営地主のもとで耕作する「佃戸」及び「傭工」、さらに明初に存在した多量の「零細自作農」の分解により形成された「上農」、或いはその「零細自作農」の残存部分として描き出している。また足立氏は、開港の影響が及ぶ以前の時期について「少数の大土地所有者||経営者」の対極に位置する「多数の零細所有者||経営者」として、またそこから放出される「雇用労働力」として把握している。本稿では、こうした農業経営論から導き出された構成員の姿に対して、非農業部分や移動といった側面をも含めて村落内の居住者の姿を提示し、農村社会の構成員についての議論をすすめるにあたっての参考になればと考える。

そしてその際、民間宗教の伝播の様子は、華北農村社会を捉える上での手がかりとなるであろう。以下、民間宗教の伝播の様子を通して華北社会の特質を探っていきたい。なお本稿が対象とする清代の華北とは、乾隆年間後半から嘉慶、道

光年間を中心とする時期の、直隸省・山東省・河南省にわたる地域をさしている。

一、清代民間宗教の伝播から見た華北農村社会

(一) 伝播地域

民間宗教の活動は、乾隆年間から嘉慶年間の華北地域における主要な民衆運動である。この時期を中心として同治年間に至るまで、華北民間宗教の諸教派はしばしば官憲の摘発を被ったが、そうした中で、代表的な教派である清茶門教と八卦教は、すでに嘉慶年間において直隸省全域から山東省西部の運河地帯、さらに河南省東北部一帯に広く伝播していた。

図Iはそうした状況を地図上に表わしたものである。即ち、直隸省永平府灤州石仏口を拠点とする清茶門教、教典や教義の上で清茶門教との関連が認められるとされる三陽教、さらに山東省曹州府單県を中心に震卦教・離卦教など幾つかの分派を生じた八卦教について、信徒の摘発地と信徒の口述中にみえる伝教地を地図上に記入して伝播した地域を図示したも

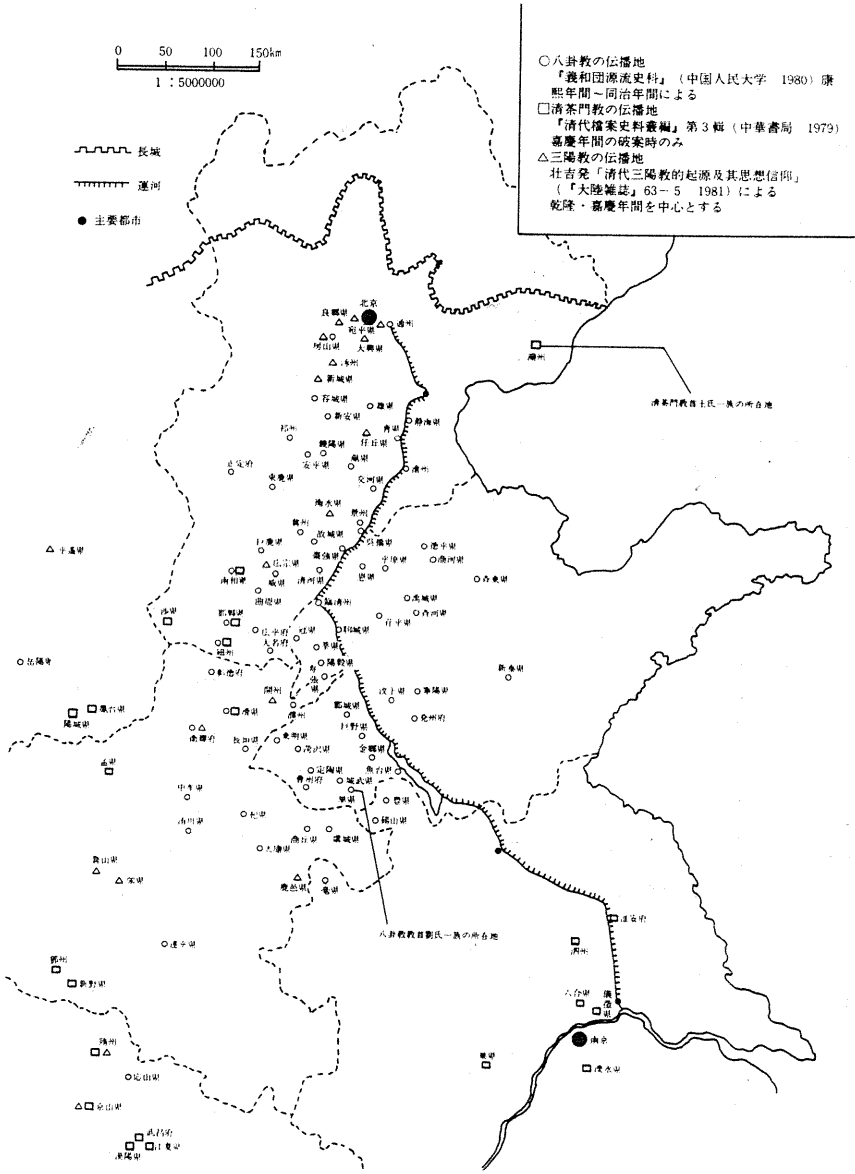
のである。⁽⁹⁾

図Iを見ると、清茶門教・三陽教・八卦教の信徒たちは、太行山脈以東にひろがる華北平原の各地に散在し、「轉輾伝徒」を繰り返していたことを知り得る。特に、その伝播地域は教首の所在地を中心とした単純な同心円状ではなく、清茶門教教首王氏一族の所在地からすれば南に、八卦教教首劉氏一族の所在地からすれば北にかたよった不規則な拡大となっている。

このように清茶門教・三陽教・八卦教の信徒の分布地域が教首の所在地からその周辺へと均一な形状をなしておらず、むしろ平原地帯へとひろがっていることから、この地域が華北全域の中にあつて民間宗教の伝播が行なわれやすいという点で、共通のまとまり乃至は特色をもっていたことを知り得る。ちなみに、この直隸省から山東省西部、河南省東部にわたる地域は、明代以降、江南向けの原料綿花供給地であり、清代には綿織布の生産をも兼ねていたことが、すでに西嶋定生氏によって明らかにされている。⁽¹⁰⁾ また足立氏は、山西省・陝西省をも含めた華北の中でも、この地域において「商業的農業」と「小規模集約的農法」がいち早く進展したことに触れている。⁽¹¹⁾

では、この華北平原一帯への民間宗教の伝播を可能にした

図 I 華北における民間宗教の伝播



条件——村落構造の特色や居住者の生活形態とは何だったの
だろうか。この点について、以下、信徒となった人々の職業
及び信徒の伝教活動の様子を考察することを通して、探って
みよう。

(二) 民間宗教の信徒について

信徒の職業や伝播状況の具体的な考察にはいる前に、ま
ず、伝教の舞台となった華北平原の村落のありさまとその内
部に存在した信徒についてみておきたい。

華北平原には、周囲に自衛のための土壁をもつ集村形態の
聚落が点在するが、こうした自然村落については、一聚落の
平均戸数が一五〇戸内外に及ぶこと、また一村落下で一〇二
姓か数個の姓がその他の姓よりも多数を占める雑姓集居であ
ることなどが、民国期の調査に基づき知られている。⁽¹²⁾ 村落の
規模については、道光年間の地方志にも「村落の大なる者、
数百家、小なる者も亦百家を減らず」とあり、十九世紀前半
(嘉慶〜道光年間)においてもほぼ同様であったことが確認でき
る。⁽¹³⁾

こうした村落内——特に民間宗教の活動が活発な地域の村

落内に日常的に存在した信徒の数については、次のような史
料がある。例えば、嘉慶十八年、歩軍統領衙門に自首した直
隸省滄州の義和門(八卦教の一分派)の一信徒は、「彼の時、
八当⁽¹⁴⁾家に跟^{した}がいて学好^{しんじゅん}せし二十余人の内中、李村の戴二・岳
幅・李八・戴三・小戴二、前克牛村の王憲・顧相・李義等八人
は我の俱に認識^みするところなれども、其の余の人は我俱に認識^み
らず⁽¹⁵⁾」と、集会の参加者二十余人の中に近隣二カ村の顔見知
りの村民が八人いたと供述している。また、道光十二年〜十
六年において山東巡撫の職に在った鍾祥は、民間宗教の村落
内での活動の様子を、「其の聚るや、名は喫会と為し、多く
百人より数十人不等^{くわん}に至る。同教中に屋宇稍寛^{ぢや}き者有らば、
密かに会期を行なう⁽¹⁶⁾」と述べている。従って、以上の近隣数
村から集会に参加した信徒の数は、数十名程度から百名、こ
れを一村落当たりについて平均してみると、数名から数十名
程度であったと判断できよう。

1 信徒の職業構成

さて、従来の民間宗教に関する諸研究によれば、こうした
信徒について次のような見解がある。即ち、①無頼や下級
士大夫などの多様性を認めつつも、主に一般農民、即ち「支
配体制秩序内」の者に重点をおいて捉える見解と、②農耕以

外の「差別された」様々な職業(民間医者・大道芸人・武芸者・大工・鍛冶など)に従事して村落間を転々とする社会層、或いは「社会的な被差別者」を信徒と規定し、反秩序的な活動や教義の性格を述べる意見とが提示されている。⁽¹⁷⁾ 民間宗教の研究の中で信徒自体については、その組織形態や教義に比較して、従来十分に論じられてこなかった部分である。では果して、村落内の信徒は実際にはどのような人々だったのだろうか。この点について民間宗教組織の構成員全体から考察してみよう。

次に掲げる表Ⅰは、乾隆年間から道光年間までに摘発された八卦教系の諸教派の信徒の職業と居住地域についてまとめたものである(供述中で名前を知り得るのみの信徒、及び職業が不明の者もすべて含む)⁽¹⁸⁾。まず表Ⅰに示された職業を見ると、「木工備保」「打鉄」「剃頭」「行医」「算卦」などの職人や特殊な技術者、「推小車」といった下働き、「売酒」「売布綫」「売菜子」「売菓」などの小商売や行商人、「染坊」「酒舗」「歇店」「開菓舗」などの常設店舗での商売が最も多いことがわかる。以上の職業は総じて農耕以外の雑業労働であり、その多くは複数の村落間を渡り歩いて営まれたとされる。また次に多いのは、「傭工」「雇工」「種園地」などの農業労働者、及び「庄

農」「庄稼」など居住村落内で耕作する農民(実体としては零細経営農民であろうか)——いづれも農耕に従事する者である。この他には胥吏と僧侶・道士が比較的多く、また武生もみられる。

ただし、以上の職業の判明する者は、官憲による摘発や供述によって名を得られた信徒全体(五三〇名)の約十二%にしかならず、大多数の信徒については史料上に何の記述も見られない。そこで、職業の不明な者について考えるために、表Ⅰの中の貫籍或いは居住地域をみると、「〇〇村」(または庄・庄)と居住村落の名称が残されている者が全体の約十八%、また鎮(または廟・店)の地名を載せる者が約六%、県城内が〇・九%で、県城よりも、集鎮に、さらに鄉村地域に信徒が存在する傾向にあったことを知り得る。これは即ち、主たる部分は鄉村部の農民が、それに続いて集鎮の主な住人である負販や舗戸⁽¹⁹⁾などが八卦教教団の構成員であったことを示している。

また、嘉慶二十年に直隸省静海県で摘発された義合門好話教の一信徒の供述をもとにして同教中の信徒をさらに探索して取り調べた結果を、官憲は、「単に開らねし所有男婦十八名口は、均しく家に在りて庄農にて度日すものなり」と報告し⁽²⁰⁾

表 I 八卦教の信徒——職業と居住地域

区 分	職 業	人 数
職業の判明する者	小 商 売 木工傭保 打鉄（鉄匠） 剃頭 各処行医 算卦 推小車 売酒 売布綫 売織布襪子 売菓子 売薬 染坊 酒舗 歇店 開薬舗 開飯店	20 (3.8%)
	農 耕 (農業労働) 傭工（在外傭工） 雇工 種地 庄農 庄稼 種園地 種地宰猪 考過武童……後務農	15 (3.0%)
	胥 吏 現充快役 皂役（已革皂役） 糧書 兵防抄書 書吏 庫書	9 (1.6%)
	僧 道 道人（道士） 僧人	8 (1.5%)
	武 生 武生（武童 武拳人） 革生	5 (0.9%)
	そ の 他 匪徒 賭博 郷約 太監 壮頭	4 (0.7%)
判ない者	民人 負苦度日	469 (88.5%)

61
(11.5%)

	居 住 地 域	人 数 (%)
居住地域の判明する者	〇〇村（荘・庄）	96(18.1%)
	〇〇鎮（廟・店）	32(6.0%)
	県 城	5(0.9%)
	その他（寨・堡・堆・橋）	12(2.3%)
	村落レベルの居住地不明	190(35.8%)
判ない者		195 (36.8%)

335
(63.2%)

注) 『義和団源流史料』(中国人民大学 1980)、『康・雍・乾時期城郷人民反抗斗争資料』(中華書局 1979) 下冊第4章(利用資料は 10.36.40.47.53 および 二. 王倫領導の山東農民起義 五. 天理教組織の豫魯冀等省的農民起義)による

ており、この場合、信徒はみな居住村落内で農耕に従事していたことがわかる。従って信徒の中で職業の判明しない者については、まず第一に村落内の居住者——農民であり、それに次いで集鎮における住人（負販や舗戸など）も含まれていたものと考え得よう。

そして以上の内容から、八卦教系諸派の信徒の中に、職人・行商・下働きなどの農耕とは異なる様々な職業の人々と、村落内の農民の両方の存在を確認できた。また表Ⅰに示したように、職業が不明の者も含めた信徒全体の構成から見た場合、史料上に明確に表われた雑業従事者（職人・行商・下働きなど）のみならず、農民の割合も無視し得なかつたであろう。

さらに、今一つ同様の表を見てみよう。表Ⅱは、嘉慶十八年（二十一年）の直隸総督那彦成による清茶門教の大弾圧の際に摘発された信徒（教首の王氏一族は除く）の職業と居住地域を示したものである。表Ⅱでは華北地域（直隸・山西・河南各省）における信徒の職業はほとんど不明であるが、湖北も合わせてみると、「打鉄」「剃頭」などの職人、「売花椒」「開香舖」などの小商売、「傭工」「種菜園」などの農業労働者（なお、彼らは「做裁縫、種菜園」「平日種地、売卜度日」と他の職業を兼ねてい

る）、「尼姑」「和尚」などの僧侶と、先の八卦教の場合とほぼ同様の職業が見うけられる。

ただし、以上の職業が判明する信徒は、全体（二八名）の約十六％にすぎず、他の大部分の者についてはやはり不明である。そこで、表Ⅰの場合と同様に貫籍及び居住地域を調べると、湖北省の信徒が県城内やその附近に比較的多く存在することを除き、直隸・山西・河南各省の信徒は集鎮も含めて鄉村部（村・荘）に居住する傾向にあったと推測され、清茶門教の信徒として農民及び小規模な商人（負販・舗戸）の存在を予測し得る。また、山西省鳳台县で布教にあつた王汝階（教首王氏一族の一人）が信徒から受けとつた献金について、官憲は、「其の銀は皆、鄉村の男婦より斂めたる零星な積聚あつに系り、銀を出す人等の姓名は記されず」と報告しており、ここでは信徒の多くが鄉村内の住人であつたことがわかる。つまり、清茶門教の場合も信徒の多くは村落内の農民であり、それに次いで負販や舗戸の存在を想定しうるだろう。

以上、表Ⅰ・表Ⅱに関する考察から、民間宗教の信徒として、職人・行商・傭工・下働きなどの雑業従事者と村落内の農民の双方を確認し得た。つまり、同一の宗教組織内に職業の異なる人々が所属していたのである。そして、このこと

表 I 清茶門教の信徒——職業と居住地域

地域	信徒数	職業(人数)	居住地域(人数)
直隸	20	判明者 2 (傭工) 不明者 18	〇〇県人 20 (うち村落名判明者 4)
山西	30	判明者 1 (革生) 不明者 29	〇〇県人 23 (うち村落名判明者 7)
河南	28	判明者 2 (売花椒 陰陽生) 不明者 26	〇〇県人 27 (うち村落 4 鎮 4)
湖北	50	判明者 16 尼姑(帶髮修行) 和尚 塩船水手……後出家做道士 打鉄 挑剃頭担 開剃頭舖 開香舖(香店) 開菜園 種菜園(開菜園) 做裁縫……種菜園 平日種地……売卜度日 民婦 不明者 34	〇〇県人 46 (うち村落 9 県城 8)

注) 『清代檔案史料叢編』(中華書局 1979) 第3輯清茶門教による

は、雑業従事者と農民が同様な教義を受容する共通性を有していたこと——つまり雑業従事者の生活形態から生まれる教義受容のあり方と、農民のそれが全くかけ離れたものではなかったことを物語っていないだろうか。

2 伝教活動の様子

村落における具体的な伝教の経過をたどってみると、村落内の居住者と村落外からの来往者(寄居者・職人・行商など)の相互間で伝播が成立していること、また村落生活の日々の諸活動(生産・販売・消費・娯楽など)の際に形成される両者の接触を通して伝教が行なわれていたことがわかる。例えば、嘉慶九年頃の山東省金郷県の事例では、打鉄職人(原籍は山東省章邱県で、曲阜県に在住)が「我推車して金郷(県)の李家庄に到り、人に替りて鉄器を打つ、……孟姓有りて、我一把の殺猪刀を打たしむ、……孟姓義和拳なり」と仕事先の村落で義和拳徒の客と接触している。また、集市に参集した近隣の村落民が宿泊先の歇店主^{どこのしやん}から伝教された事例(嘉慶十九年の直隸省景州における離卦教の伝播)⁽²³⁾、或いは、集市における取引相手が清水教徒だった場合(乾隆三十九年の山東省臨清州における伝教活動)⁽²⁴⁾など、村落の生活場面の中に伝教の契機は多く見られる。

次に示すのもそうした村落内の住人と村落外からの来往者、相互間での伝播の一例で、乾隆三十九年の河南省における清水教徒張伯祿(原籍は山東省寿張県)の布教活動の様子である。

張成章、籍は遂平(河南省遂平県)に隸し、張伯祿の兄張存良即ち張伯檢、該邑(遂平県)に寄居し、比鄰に居むに縁り、乾隆三十九年正月、張伯祿兄を探して遂(遂平県)に至り、張成章の房屋を借りて酒を売る。張成章其の素より能く拳を打つを知りて学習するを願意い、即ち張伯祿を拝して師と為し、拳を学びて運氣す。

(乾隆三十九年十二月二十日、河南巡撫徐績摺)⁽²⁵⁾

兄を探して山東省寿張県から河南省遂平県に来往した清水教徒の張伯祿は、当地に寄居し酒売りをして生活した。そしてまず、兄と面識があり房屋を借りた大家と師弟関係を結んだ。

旋いで張成章の兄張榮章、雇工の郭二・翟起山、園地を種す人の張懷珠、並びに同村の趙雲会及び鄰村の張驢兒・王世揆・王貴及び戴海兒・陳三有り。亦た俱に拝従して師と為し、相隨いで学習す。又た張大章・王四・石磨・劉國興・李九学・李国林・趙三、武童の劉德修、並びに籍は寿張

(山東省寿張県)に隸し遂(河南省遂平県)に在る傭工の蔡枚、先後して見えて学ぶを願ひ、各おの拳勢を比いて其の指点を求む。(同前)

その後、大家の兄、雇工二名、菜園の傭工及び同村の者各一名、隣村の者五名が張伯祿と師弟関係を結び次々と入教した。また近隣の者である他の八名、武童、傭工らも張伯祿に会い拳法の指南を受けた。やがて、当地に寄居して三カ月後、張伯祿は原籍地へ帰ることになった。

(乾隆三十九年)三月の内、張伯祿寿張(山東省寿張県)の原籍に回るを欲す。路に太康県(河南省太康県)を過ぎ、伊の族叔張洪功の家に至りて住宿す。談じて拳を打つに及び、張洪功其の指受を央う。鄰人李天木も亦た張伯祿を邀えて飲酒し、遂に拝して師と為す。適ま村鄰の劉敦炳も聞知し、亦た拝従するを欲す。(同前)

さらに張伯祿は、原籍地への帰路で河南省太康県の族叔の家に泊った際、その隣人を入教させた。

以上の経過において、移動した先の村落内で張伯祿が師弟関係を結んだ者、接触した者は、寄居先の大家とその兄、近隣の者であろう雇工・菜園の傭工、同村及び隣村の村民・武童、他県からの寄住者(傭工)、族叔の隣人などでその関係

は特に一定ではない。ただし、張伯禄は彼のもつ血縁(兄・族叔)、居住の近隣性、その他のかかわり(大家と間借人)を利用して村落の住人の間にはいりこみ、伝教活動をしている。また彼は、三カ月という比較的短期間のうちに村落内での伝教に成功しており、村外からの寄居者は村内で拒絶されたり排除されることはなかった。

なお、この他の伝播の事例としては、「売布綫」の行商人(原籍は山東省金郷県)が商売先の山東省單県で接触した人物が離卦教徒だった場合(嘉慶二年頃の事例)、また傭工に出向いた先、或いは途次で伝教された例(嘉慶十七年直隸省房山県における紅陽教の伝播)、さらに妻が近隣の女性から義和門教を習教して夫を入教させた経緯(嘉慶十六年頃の直隸省滄州での事例)などが見られる。また、こうした民間宗教の伝播の場となったのは、一般に居住者の房屋、酒舗、集市における店舗や商業取引の場、歇店など村落内に遍在する状況であった。

さて以上、信徒の職業構成及び伝播の実態の考察により、同一宗教組織の中に農民と行商・傭工・職人・下働きなどの雑業従事者が認められること、また、寄居・職人・行商などの村落外からの来往者は常時村落内に入り出して、日常生活の諸側面で居住者と接触し伝教が行なわれたことを知り得

た。このように職業や生活形態の異なる人々が同様の教義を受容し、また村落内外での人々の接触が容易であったことから、当時の華北村落には、農民と雑業従事者、或いは村落内の居住者と外からの来往者や寄居者の別にかかわらず、両者が常に混在し接触し得る状況があったといえよう。

では、以上の民間宗教の側から推測した事態は、清代の華北農村の中でどのような現実としてみいだせるだろうか。次に章をかえて考察してみよう。

一、清代華北における直接生産者の存在形態

(一) 嘉慶と道光年間の直隸省における土地所有状況

前章で考察した民間宗教の伝播の舞台と重なる直隸省中部地域において、村落内の土地所有の状態——特に耕作地の過不足のありさまはどのようだったのだろうか。当該地域には、位置する保定府定州及び正定府欒城県を例として、嘉慶と道光年間におけるその状況を以下みてみよう。

まず、村落内の農民の所有地の過不足の目やすとして、清

代の華北農村において必要とされた平均的耕作地面積から考察していきたい。直隸省中部地域において、自己所有地のみで再生産を維持し得るには、一人当たり六畝程度(華北の平均的家族員数を五・五人とすれば、²⁹一戸当たり三十三畝)の耕作地が必要であったと考えられる。例えば、考察地域の定州や欒城県に近接した保定府望都県では、

敝村の近年を以て論ずれば、畝毎に獲る所、歳に約六斗なり。人民の食料を以て論ずれば、人毎に需むる所、日に約一升にして、六畝の田有るに非ざれば一丁の用を供するに足らず。況んや地丁斯³⁰より出で、差費斯より出ずるにおいてをや。以て日用の零費に及ぶも亦、斯より出ざるなし。

(光緒三十一年序刊本『望都県郷土図説』〈直隸〉)

という状況であった。これは清末の様子であるが、ここで示された一畝当たりの平均的収獲量六斗は、乾隆年間においても、歉年で三〇四斗、豊年は七〇八斗、平均五〇六斗とほぼ同様であるので、³⁰嘉慶〳道光年間の場合もこの記述に準じて考え得る。

また清末光緒年間の山東省に関する景甦、羅需兩氏の調査³¹によれば、短工のほとんどが二十畝以下の零細な耕地(自己所有地・租佃地)を経営しており、さらに行商・運輸関係の下働

き・手工業製品の製造などの雑業労働も兼ねていたという。

表Ⅲは、そうした短工が保持する経営地面積を整理したものである。表Ⅲを見ると、短工の経営地はすべて二十畝以下の規模で、十畝以下が圧倒的である。即ちこれは、二十畝以下において短工や雑業労働への転化が生じ、十畝以下でその傾向が著しくなることを示していよう。つまり、清代の華北農村において農耕のみで再生産を維持するためには、一戸当たり三十畝〳五十畝程度の所有地が必要であり、³²さらに経営地面積が二十畝以下において、行商や下働きなどの雑業労働に依存するようになると考えられる。

さて、次に掲げる表Ⅳは、道光二十九年至咸豐元年刊本『直隸定州志』〈直隸〉卷六・郷約、及び同治十一年刊本『欒城県志』〈直隸〉卷二・村鎮の記述に見える村落状況に関する実数値——特に戸口数と地畝・糧租地の面積を利用して、十九世紀前半(嘉慶〳道光年間)の直隸省における村落内の土地所有状況について見当をつけたものである。ここで用いた『直隸定州志』と『欒城県志』は、各々自然村落ごとの戸口数と地畝数の記載を残しており、³³一九三〇〳四〇年代の農村調査よりも更に早期のそれらの数値を手がかりとして、嘉慶〳道光年間から開港の影響が及ぶ以前の華北農村について考

表Ⅱ 光緒年間の山東省における短工の生活状況

<占有土地面積との関係>

畝数	村数	%
1 — 5	65	46.2
6 — 10	56	39.7
11 — 15	6	4.2
16 — 20	3	2.1
21 —	0	0
不明または0	11	7.8
	141	100

注) 景魁 羅崙
『清代山東經營地主底社会性質』
(山東人民出版社 1959)
(卷末附表3 光緒期山東47県
141村雇工(長工・短工)情況
一覽表より作成)

表Ⅳ 一口当たりの平均所有地分布

所有地の平均(畝)	定 州		樂 城 県	
	村 数	%	村 数	%
0 — 0.9	12	2.9	0	0
1 — 1.9	24	5.8	5	4.2
2 — 2.9	62	14.9	11	9.2
3 — 3.9	63	15.2	30	25.2
4 — 4.9	87	21.0	22	18.5
5 — 5.9	55	13.2	21	17.6
6 — 6.9	33	7.9	8	6.7
7 — 7.9	22	5.3	6	5.1
8 — 8.9	16	3.9	6	5.1
9 — 9.9	11	2.7	3	2.5
10 —	30	7.2	7	5.9
	415	100.0	119	100.0

注) 道光29年至咸豊元年刊本『直隸定州志』卷6・郷約、同治11年刊本『樂城県志』
卷2・村鎮より作成

察することが可能である。⁽³⁴⁾即ち表Ⅳは、村落ごとの地畝・糧租地の面積(各村落ごとに税糧を徴収すべき対象として國家が掌握している耕作地の面積、村の境界は存在しないので、これは一般的には村落民の所有地の總計を示している)を口數(戸冊に登録された男女人口)で割り、一口当たりの土地所有面積の平均を算出して整理、集計したものである。ただし、この數値は村落居住者一人当たりの所有地の単純な平均を示すのみで、各々の経営面積は不明であり、また村落内の階層構成及び土地集積の傾向も考慮していない。しかし、一口当たりの土地所有状況について、その過不足の様子を判断する際の目安は提供し得ると考える。なおここで、一口当たりの數値で表示したのは、一戸の家族員數が村落ごとに二〜十人と大幅に異なるためである。

表Ⅳを見ると、一口当たりの所有地の平均は、定州では約七三%の村落において六畝未満であり、また欒城県でも約七五%の村落で六畝未満である。特に定州では二〜五・九畝の間に六四%が集中し、欒城県では三〜五・九畝の間に六一%が集中しており、多くの村落で所有地の不足傾向——耕作地のみでは生計維持をなし得ない状況があったと考えられる。

さらに表Ⅳをもとに、華北の平均的家族員數を五・五人と

して一戸当たりの所有地の平均に修正したものが表Ⅴである。表Ⅴは經營地面積ではなく所有地面積の平均であるが、備工や雑業への転化が始まる二十畝以下をみると、定州・欒城県のいずれにおいても三八%(これは一戸当たりの土地所有平均が二十二畝未満のものを合計した數値、十一畝未満の場合は定州八%、欒城県四%)であり、農耕以外の何らかの補充労働を必要とする可能性をもつ村落は全体の四割近くに及んでいたことがわかる。なおここでは、十一畝未満の數字が小さいが全般的な所有地の不足傾向は看取できるだろう。

以上の点に関連して、黃宗智氏の最近の研究⁽³⁵⁾でも、一七二五年〜一七五〇年頃(雍正年間〜乾隆年間前半)の華北平原中部に位置する河北省獲鹿県における土地分配状況について、四分の一の戸口が土地をもたず、さらに三分の一の戸口が十畝以下の土地しかもたなかったとしており、すでに十八世紀において土地分解がみられたと述べている。

従って、少なくとも直隸省中部地域では、すでに嘉慶〜道光年間において所有地の不足傾向がみられたと考え得る。そして、こうした村落における動向は、何らかの生計の補填手段を必要としたであろう。以下、そうした補充手段を伴う村落民の生活状況についてみていこう。

表 V 一戸当たりの平均所有地分布

(一口当たりの平均所有地分布にもとづく推定)

一戸当所有地平均	定 州 (%)	欒城県 (%)
0 — 5.4	2.9	0
5.5 — 10.9	5.8	4.2
11.0 — 16.4	14.9	9.2
16.5 — 21.9	15.2	25.2
22.0 — 27.4	21.0	18.5
27.5 — 32.9	13.2	17.6
33.0 — 38.4	7.9	6.7
38.5 — 43.9	5.3	5.1
44.0 — 49.4	3.9	5.1
49.5 — 54.9	2.7	2.5
55.0 — 60.4	1.2	1.7
60.5 — 65.9	1.0	0.8
66.0 — 71.4	1.4	1.7
71.5 — 76.9	0.5	0
77.0 — 82.4	0.1	0
82.5 — 87.9	0.7	0.8
88.0 — 93.4	0.7	0
93.5 — 98.9	0	0
99.0 — 104.4	0.5	0
104.5 — 109.9	0	0
110.0 —	0.7	0.8
	100.0	100.0

注) 一戸=5.5人として計算
 福武直『福武直著作集』9
 中国農村社会の構造 P277
 (東大出版会 1976)
 「華北農家の平均員数は5人半位と考
 えてよいのではないかと思われる」

(二) 清代華北における村落居住者の生活形態

1 村落居住者と補充労働

前節でみた所有地の不足傾向に対応した華北村落の構成員の存在形態とはどのようなものだったのだろうか。

華北の地方志の中の記事を幾つか見てみると、例えば、

「邑の東、山林多ければ則ち樵採を事とす。邑の南、田畝多ければ則ち菜茹を種う。邑の西、木綿多ければ則ち紡織に勤む。然れども皆な畝を事とする有りて、以て其の力に食す」(道光十五年刊本『長清県志』)、「山東」卷二・風俗、または、「貧者農に務め畢らば、則ち山に入りて樵採・治炭す。婦女緝布し、夜紡車の声、比屋相聞ゆ」(道光二十六年序刊本『滕県志』)、「山東」卷三・風俗と云った記述からは、農耕に加えての「樵採」(種菜茹)、「紡織」(長清県志)、「樵採」(治炭)、「緝布」(滕県志)などの労働の存在が窺われる。さらにこの他には、「(県の)北境蜀黍多く、石屋山の北の諸村、其の皮を落取して以て席(蒲)を織る。南境黍多く、皆く生じ易く茂り易く、且つ低田に宜し、貧民之に頼る」(乾隆二十九年刊本『諸城県志』)、「山東」卷九・方物考)、または、「城東、……九女河東北の同居李村

一帯、地勢窪極にして比年蠶ひ水患を受け、民頗る貧窘なり。

……城北の衛河に近きは皆腹田なれども、民貿易を習いとす」(乾隆八年刊本『滄州志』)、「直隸」卷四・礼制・風俗)、さらに、

「農、……貧人なれば則ち多く傭作して以て食す」(乾隆二十二年刊本『沙河県志』)、「直隸」卷三・風俗)といった具合である。即ちここでも、「織席」(貿易)、『諸城県志』(滄州志)、「傭工」(沙河県志)などが村落内の居住者、特に貧困層にとつての生計維持手段であったことが述べられている。

また、こうした農耕の補充手段としての様々な労働は、村落外への移動を伴なう場合も多く(詳しくは後述)、時にはそうした移動が、「貧民の食を得る所なき者、往々張家口を出て傭作し、数十年帰らざる者あり」(嘉慶四年序刊本『涉県志』)、「河南」卷一・疆域と、かなり長期間で遠距離に及んだことを示す記載もある。⁽⁹⁷⁾

つまり、清代の華北農村では、村落内の貧困な居住者を中心として農耕以外に「樵採」「治炭」「種菜茹」「紡織」「緝布」「織席」「貿易」「傭工」などの様々な補充労働が見られたこと、またそうした生計維持のための諸々の仕事に従事するために村落外へ移動する場合もあったことがわかる。⁽⁹⁸⁾

こうした農耕の補充としての労働は別に清代の華北に限つ

た事態ではないが、以上に見られた雑多な労働の多くは次節で述べるように村落外への移動と結びついており、自給自足的で閉鎖的ないわゆる農工結合とは内容をやや異にしていると思われる。⁽³⁹⁾ またここでは、日常時、平常時における村落内の居住者の移動について述べており、飢饉や水害などの特殊な状況下のそれではない。

以上、概括的に見てきた補充労働の内容及びそれにとまらう生活形態について、以下でさらに詳しく見てみよう。

2 補充労働の内容

次に順に掲げるのは、地方志の人物伝中に残された村落内の居住者の生活実態を物語る逸話であり、補充労働の内容により、行商・傭工・職人その他に整理したものである。

①行商——「家貧業負販」「出外貿易」などと記されるもので、日用雑貨・食物などの零細な小商売(負販)を家計の維持手段とする生活形態である。後に示す傭工や下働きを兼ねる場合もあった。

(a) 県(直隸省沙河県)の東北流村の民王会なる者、貌頗る偉麗なり。少くして落魄し、朝歌(河南省濬県地方)に就食す。某生有りて見て之を異とし、飲くるに資本を以てす。会乃ち當販し、京師泊り復た山右の長子県に至りて貿易す。

(乾隆二十二年刊本『沙河県志』(直隸)卷末・耆記)

(b) 王老肥、性鈍にして口吃なるも一日に能く三百里を行く。家貧にして農に務め、集市に遇えば麪(めん)を売りて生を為す。

(咸豐九年刊本『固安県志』(直隸)卷七・人物)

(c) 国朝、黄之福、元城の人なり。家貧にして人の為に担水して値を得、以て母に奉(たが)う。母没して人周(めく)むに棺を以てす。之福之が為に傭して以て償(たが)う。時を同じうして于宗なる者

有り。瓦器を売りて生を為し、祖母に奉(たが)えて其の歛心を得る。又李端なる者有り。傭工と為るも能く其の父母に事(たが)う。

(同治十一年刊本『元城県志』(直隸)卷五・人物)

以上にみえる「売麪(めん)」「売瓦器(わが)」「市豆腐(とうふ)」「販煤(ばんばい)」「質芋(しちじゆ)」などの様々な行商が行なわれた。⁽⁴⁰⁾ また(c)の諸例

では、家族(母・祖母・父母)の世話をしていることから、同一の家計が維持されたとは推測できないだろうか。さらに、房屋を所持していた可能性もあろう。⁽⁴¹⁾ 行商で移動する範囲は、(b)の近隣の集市から、(a)にみえる北京と山西省の間の往来のように省レベルに及ぶものまで一定しない。

②傭工——「在外傭工」「為人傭作」など、一家の中心的な男子労働力が季節的な農業労働者として生計を維持するものである。

(d)郭雲城、淤村の人なり。性至孝、貧にして自ら給する能はざれば、傭工して以て其の父を養う。

(乾隆二十一年序刊本『祁州志』へ直隸卷六・人物)

(e)于忠賢、農民なり。少くして孤となり兄弟鮮し。家極貧にして耕作を以て度日す。母老いて人の待養する無く、忠賢或いは野に赴きて薪し或いは人の為に傭作するに必ず其の母を負う。

(道光十一年刊本『武強縣新志』へ直隸卷八・人物)

(f)王世広の供なり。小的、是れ山東(省)登州府萊陽縣の民なり。年三十七歳、原籍は緇山郷に在りて居住す。父母死して並びに兄弟・妻子無く、家に祖母趙氏の年八十一歳なる有り。……小的乾隆四十八年、関を出て各処に在りて傭工し、工錢を積湊し、原籍に帯回して祖母を養活す。

(乾隆五十三年二月初十日、奉天府府尹臣奇臣謹題為報明事)

以上の諸例でも各々家族(父・母・祖母)の存在を知り得る。また傭工として移動する範圍も、時には関外(f)にまで及んでいる。特に(f)の事例では、山東省から遠く関外まで出稼しても「工錢を積湊し……祖母を養活す」と家計の同一性が保持されておき、本来の居住村落とのつながりは失なわれていない。

③職人及びその他の雑業——木匠・鉄匠・瓦匠などの村落の

職人については、

(g)李永福、家貧にして木工を業とす。粟肉を得れば數千里と雖も必ず狹みて、以て親に奉る。

(康熙五十五年序刊本『陽穀縣志』へ山東卷四・孝義)

また直江広治氏は、日華事変前の時期についてはあるが山西省定襄縣の鉄匠について、土地と家人を居住村落に残して村々をめぐる仕事をした様子を述べている。

さらに、以上でみた行商・傭工・職人以外の雑業や下働きの事例として、

(h)季八の供なり。我が名は季文升と叫う。今年二十八歳、是れ(直隸省)青県董京村の人なり。我平日種地して生を為す。……(嘉慶)十六年の秋の後に至りて、我直隸省滄州)克牛村に在りて、牲口を放ち柴火を拉びて来往す。

(嘉慶十八年十二月六日)

ここで示された農閑期における「放牲口」「拉柴火」の他に、先の事例(c)にみえる「担水」、(e)の「薪」、或いは「推車」「軋棉花」「碾米」などの下働き・雑業があった。

さて以上、清代華北における貧困な村落居住者の生活形態について具体的にみてきた。即ち、わずかな日用の器物や食物を小商売する行商、季節的な農業労働力として他者の経営

に雇用される傭工、木匠・鉄匠などの職人、その他の下働きなどの雑業従事者として、居住村落外へ出稼し生計の維持をはかったこと、またその際の移動は近隣の村落や集市に止まらず、県・省を越えて時には関外にまで及んだことを以上の事例から知り得た。そして、それらの出稼のありさまを語る事例の中で、居住村落に残された家族の存在を確認できる例があり、また房屋を所持し、出稼後もなお同一の家計が存続している場合もあった。自己所有地の有無に關してはあまり明確ではないが、

索相久、父外出して数日、相久始めて生まる。幼き時母に事え孝を以て聞こゆ。壮ずるに及び、地數畝を典し、一半もて母の飲食に供し、一半もて路費を作り以て其の父を尋ぬ。……道光十八年……其の門を旌す。

(宣統元年石印本『莘県郷土志』〈山東〉孝友)

或いは、

孫氏の女、……張連登と許字するも年十七にして連登遠出して遂に返らず、氏志を矢りて嫁がざれば其の父田數畝を給す。

(道光十四年刊本『諸城縣志』〈山東〉卷十・列女)

と行方知れずになった事例でも、本来は零細経営農民であっ

たこと(『莘県郷土志』)、婚家に土地所有がみられること(『諸城縣志』)が示されており、先の行商や傭工の場合についても予測できないだろうか。

また行商に出る場合、貧困ながらも「資」が必要であり、それすら持たない村落内の最底辺や赤貧者はかえって行商などの出稼をなし得なかった。例えば「飲くるに資本を以てす」(先の事例(a))、または「任倍元、……家貧にして母老れば、人々之に資を貸して貿易せしめんとするも受けず、弟と躬ら耕して奉養す。……雍正四年其の門を旌す」(民国二十一年至二十三年排印本『邯鄲縣志』〈直隸〉卷十・孝義)という記事からそれが窺われる。或いは、一九四二年の山東省益都縣五里堡における西山武一氏の調査報告(46)の中でも、五里堡の集市に依存して生活する販子(仲買人)と推車・その他の雑業・出稼は、わずかでも土地所有を維持している村落内の階層に多く見られ、全く土地を持たない最貧者はかえって乞食などとして村内に滞留する傾向にあったことが示唆されている。つまり、一時的に村落外へ生計の途を求めることは、土地や家族など生活の根柢を全く欠いている最貧者よりも、貧困ながらも零細な土地と家族を維持している居住者——生計維持への可能性を残す階層においてむしろ行なわれたと考えられる。

さらに、村落内の行商・傭工・職人についての記述が地方志の風俗の記事の中に存在することは、地方志の筆者が彼らを村落内の構成員の一部として把握していたことを示している。華北の地方志では、当該地域の生産と生活の概況を、たいてい士・農・工・商の定型的な区分により記すが、例えば、

士、……授徒、訓蒙を以て業と為し耒耜に親しむも、貿遷を事とする者頗る亦乏しからず。農、習勞、耐苦して力勤、稼穡す。……貧人なれば則ち多く傭作して以て食す。

工、木・瓦・鉄・窰・甍・柳（だいくまかん かじやれんがづくりもせんおりやなまじく）より数匠の外、罕に其の他の要を聞くも、皆拙にして粗なれば従いて淫巧無し。……商の貨殖、肆に陳列するは惟だ是れ居室の日用の需むる所なり。間に土産の果実を負いて他処に當販する者有り。

（前掲『沙河県志』卷三・風俗）

とその定型的な範疇の中で傭工（傭作）、職人（木匠・瓦匠・鉄匠・窰匠・甍匠・柳匠）、行商（貿遷を事とする者）「他処に當販する者」など先に見た移動をとともなう人々も記述されており、彼らは士・農・工・商の枠組みから全くはずれた存在とはみなされていない。

従って、先の諸事例(a)～(h)において自己所有地の有無が

なお不明確であるとしても、雑業に従事して他村落へ出稼するという生活形態は、土地を所有しない村落内の最底辺の人々に限ったものではなく、土地所有者をも含めて村落内において見られた状況と理解すべきであろう。

以上、清代華北農村の構成員（直接生産者）の存在形態についてまとめてみれば、その下層居住者の多くが村落内での農耕に加えて行商・傭工・職人などの複数の職業を兼ねており、家族・房屋、時には土地を残したまま他村落へ出稼していた。その移動の範囲は近隣村落や集市から県・省を越えた遠隔地、関外まで様々だが、もとの居住村落へ回帰する行動や家計の同一性が示すように残された家族とのつながりは維持されていた。

そして、こうした華北農村の構成員についての考察からみるならば、村落内の農民と行商・傭工・職人・下働きなどの雑業従事者、或いは、村内の定着居住者と村外からの来往者を各々異なる職業や生活形態と捉えるのではなく、同一者の別の側面として把握することが可能となろう。つまり、農耕とそれ以外の雑業、定着と移動は、華北村落において截然と区別し難かつたのではなからうか。

こうして、以上のような農民と雑業従事者、村落居住者と

来往者の共通性に想到する時、民間宗教組織が相異なる職業の信徒から構成されていたという前章での疑問も解決するだろう。即ち、先の表Ⅰ・表Ⅱに現われた職人・小商売・傭工などの雑業従事者と村落内の零細農民は、村落下層の相互に重なる存在として整合的に捉えることが可能であろう。また、外からの来往者は常時村落に出入りし得たこと、集市など村落の日常的諸活動の中に居住者と寄居者の接触の場が存在したことも同様の事態により説明し得る。即ち、村落居住者と来往者が生計維持の状況に応じて各々に転化し得たことが、村落内外への出入りや両者の日常的な接触を可能にしたといえよう。

そして、清代の華北平原における民間宗教の広汎な伝播とその活動を支えたのは、以上の如き事情ではなかったろうか。前章第三節で見た清水教徒の張伯禄の行動について、先に引用したものは別の官憲の報告では、「近年以来、張伯禄其の間(山東省と河南省)を来往するに、……或いは兄に看うに托し、或いは親を探すに仮装する」と、他県に寄居する家族(兄・親)を探すという口実に仮託して布教活動を行なっていたと非難している。つまり、張伯禄の布教の背景にはそうした口実がもっともらしく通用する周囲の状況があったのである

り、そのような環境を利用して彼は容易に村落内に侵入して寄居し、三カ月のうちに次々と伝教に成功したと考えられる。

3 村落居住者と移動

それでは、前節で考察した村落内に生活基盤を残しつつ村落外で様々な労働に従事して生計の維持をはかる人々についてさらに見てみよう。

前節での考察から補充労働がある程度の広がりをもった事態であったことが予想されるが、嘉慶と道光年間における幾つかの官憲の報告は、民間宗教の伝教活動を述べる中で、その背景として、そうした人々の来往がかなり頻繁であったことを伝えている。

まず道光年間から光緒年間の山東省の状況については、「本州(山東省高唐州)の居民を査するに、多く外省に在りて貿易し、毎に莠民の漸に染むるを被る」(「稽查郷莊議」⁴⁹)と外省で「貿易」する者が多数存在したこと、また彼らが「莠民」(邪教徒)の布教活動に触れやすかったことが報告されている。

加えて、嘉慶十九年における直隸總督那彦成の「保甲覆査」に関する上奏でも、同様の状況を指摘している。即ち、嘉慶十八年の天理教の乱後、直隸省における余党の追求と治安維持のための保甲再査に際して、まず那彦成は、

居民遷移して定まらず、戸口の増減常靡し、若し随時に覆
查せざれば、但だ戸口数の自ら未だ能く正確ならざるのみ
ならず、兼ねて日ごとに久しく廢弛み、良法も仍お虚設に
同じなるを恐る。

(嘉慶十九年十月二十二日、奏為酌定覆查保甲章程恭摺奏請聖訓以
便久遠遵守事)⁽⁵⁰⁾

と村落内での戸口数の著しい変動状況と、それに対処する時
期に適った再査の必要性を述べている。そして、こうした実
情に対応するために次の如く上奏する。

臣伏して思えらく、一歳の中、惟だ秋収の後にのみ居民已
に事無し、此の時再び査辦を加うれば、特に民に擾累なき
のみに非ずして、且つ外出して耕作するもの及び各項の傭
工の人も均しく已に漸時里に帰り、其の間に匪徒の混跡有
るや無きやも更に逐一稽査す可くして、稍も遺漏有るを致
さず。(同前)

以上の那彦成の報告から、「外出して耕作するもの及び各項
の傭工の人」の農繁期における村落外への移動により、「居
民遷移して定まらず、戸口の増減常靡し」と正確な戸口の把
握が困難であったこと、しかし、こうした遷移する居民を無
視しては再査も不可能であり保甲の実効性を確保し難かった

ことを知り得る。さらに、それらの一時的に村落を離れた者
の帰村に乗じて「匪徒」(邪教徒・私塩・無頼など)が村落内に
容易に侵入可能であったことも知り得る。

つまり、先の「稽査郷莊議」と那彦成の上奏によれば、
「外省に在りて貿易する」者や「外出して耕作するもの及び
各項の傭工の人」は村落内にかんりの数存在しており、それ
らの人々の出村・帰村の際の移動を利用して民間宗教の信徒
も村落内に入りしめていた。

さらに、道光年間に直隸省南部の諸州県で地方官を歴任し
た黄育榘も、同様の事態に言及している。即ち、
又凡そ肩挑・貿易する素より熟識りの者は、仍お村中を来
往せしめよ。若し外来の負販並びに売ト・行医及び一切の
面生らず疑うべき人は、速やかに拏えて送案すべし。

(『破邪詳弁』卷三)

と村落内を来往する通常の「肩挑・貿易」にまぎれて侵入す
る民間宗教の信徒に注意するよう述べている。また黄育榘
は、村落内への信徒の侵入を防ぐために実施した全十三条の
保甲条例のうち、その四カ条で「賃房寄居者」、外来の傭工、
「出外貿易者」などの村落内外の来往者や出稼者に言及して
おり、彼らを民間宗教の信徒とは区別して掌握するよう努め

ていた。特に、保甲条例の最後の項目にある「新生・新死・新嫁娶・新立嗣・新遷移及び新出門・新回家者」の変更については、三カ月ごとに報告して随時改正し、「二、三年に至りて冊と門牌、更換り蒙混らば、然る後に一律に新造すべし」『破邪詳弁』卷三と述べており、生死・婚姻などの場合を含めてではあるが、村落内外の移動はかなり頻繁であったと考えられる。

おわりに

以上、清代の華北平原に伝播した民間宗教の信徒の構成と伝教の様子を検討することから、その背後にあって伝播を実現させた清代華北農村社会の特色——村落内の居住者の実態について考察してきた。

即ち、民間宗教の信徒の中に職業の異なる様々な人々(村落内の零細農民と雑業従事者)が存在したこと、また村落内の居住者と来往者の間で日常の村落生活を通して伝教活動が行なわれたことから、そうした混在や接触を可能にした村落のあり方——清代の華北農村における主要な構成員としての直接生産者の特質を次のように想定した。その多くは、村落内の

自己経営地における農耕以外に、行商・傭工・職人・下働きなどの補充労働を伴っていた。そしてその場合、たいてい居住村落内に生活の根拠(家族・房屋・土地)は保留されたままで、一家の主要な労働力が他村落へ生計維持の途を求めた。またそうした移動の範囲は、近隣の集市から時には県・省を越えて関外のような遠隔地にまで及んだ。さらに、こうした一時的に村落を離れ他処に来往する者は、村落内の下層居住者を中心として比較的多く存在し、清代華北農村における村落民の移動は、日常的、一般的事態としてかなり広汎な様相を呈していた。

また、民間宗教の伝播を可能にした状況とは如上のものであったと考えられる。即ち、前述の出稼と移動を伴う居住者が本来の居住村落と他の村落をめぐる過程で相互に伝教活動がなされ、また彼らを担い手とすることにより、華北平原に広く伝播していったのではなからうか。

以上本稿では、清代華北農村における民間宗教の信徒と伝播の問題を検討することにより、行商・傭工・職人・下働きなどの様々な補充労働・雑業とそれに付随した村落外への移動という側面を含めて、華北村落内の居住者の姿を描き出してみた。では、こうした生活形態を念頭におくならば、今

後、村落内の構成員(直接生産者)についての考察にあたり、また彼らを基礎とする村落構造の検討にあたり、いかなる留意が必要であろうか。

まず第一には、前述の移動や雑業を含めた存在形態の中で捉えた場合、従来の「自作農」「佃戸」「傭工」或いは「零細経営者」などの規定を相互に重なりあうものとしてみていくことが可能ではなからうか。即ち、従来の研究で描き出された幾つかの姿は、村落内での居住者・生産者の様子と村落外での雑業(傭工)に従事する様子を各々別個に表現したものと考えられよう。またこの他に、労働力(傭工)の地域的移動という内容に気づく。即ち本文中で検討したように、村落居住者は傭工として他県・他省へ出稼していた。

また第二点は、行商・下働きなどの雑業についてである。

本文中で述べた家計補充手段としての雑業の存在は、村落内の生産者の家計内において、非農業部分の占める比重が無視し得なかったことを示していないだろうか。さらに、雑業労働の移動の広域性は、村落内の居住者の生活空間がかなりのひろがりを持っていたこと、彼らの形成する他者とのつながりが、生産・販売・消費にわたる多様性を有していたであろうことを予測させよう。従って、こうした点を念頭におくなら

らば、今後、清代華北農村の主要な構成員(直接生産者)の分析においては、この時代における広域的な流通の問題を視野に入れた上での対応が要請されよう。

以上、総じて、清代の華北農村社会を雑業に伴なう村落構成員の移動という点から、常に拡散する傾向をもつ社会として捉えてみた。ただし、こうした流動性は、村落に家族やその他の根柢よちどころを残した上での流動性であり、そのような定着と移動のかかわり方が華北の特色であったともいえる。

なお、本稿では村落における居住者と移動の問題に終始し、彼らをめぐる村落構造にまでは触れ得なかった。右に述べた留意点を踏まえつつ今後研究を進めていきたい。

註

- (1) 明代華北の賦役制度については、岩見宏氏、谷口規矩雄氏、山根幸夫氏らの研究成果が存在する。主要な論稿は以下の通り。
岩見宏『明代徭役制度の研究』(同朋舎 一九八六) 後篇、谷口規矩雄『明代華北における銀差成立の一研究——山東の門銀成立を中心にして』(『東洋史研究』二〇一三 一九六二)、同『明代華北の『大戸』について』(『東洋史研究』二七—四 一九六九)、山根幸夫『明代華北における役法の特質』(『清水博士追悼記念明代史論叢』所収 大安 一九六二)、『明代徭役制度の展開』東京女子大学学会 一九六六に再録)、片岡芝子『華北の

土地所有と一条鞭法」(同前書所収)。

- (2) 清末—一九三〇年代については近年、内山雅生氏、吉田滋一氏、石田浩氏らにより研究が進展している。以下、主要な論考をあげれば、内山雅生「近代中国の地主制——華北の農家経営を中心として——」(『歴史評論』三一九—一九七六)、同「近代華北農村社会における『共同関係』の一考察——河北省順義県沙井村の『看青』と『塔套』を中心として——」(『金沢大学文学部論集』三一—一九八二)、吉田滋一「二十世紀中国の一編作農村における農民層分解について」(『東洋史研究』三三—四—一九七五)、同「二十世紀前半華北穀作地帯における農民層分解の動向」(『東洋史研究』四五—一—一九八六)、石田浩「中国農村社会経済構造の研究」(見洋書房 一九八六)、黄宗智「華北の小農経済与社会変遷」(中華書局 一九八六)など。また、詳しくは、片桐夕子「旧中国農村調査にもとづく戦後日本の研究成果について」(『旧中国農村再考——変革の起点を問う——』所収 アジア経済研究所 研究双書三五二) 参照。

- (3) 内山雅生氏は、近代華北農村社会研究について、「『経済的後進地帯』としての華北社会については、研究自体がきわめて『後進的』であるのが現状である」と述べ、また「戦前の多くの調査が物語ることの一つに、……(中略)……多くの自作農が存在するという事実がある」と指摘している(『華北農村社会研究の成果と課題』『駿台史学』四〇—一九七七)。また片岡芝子氏は、「このような華北特有の地域的特質——低生産性は、華北の土地所有関係を分析する上にもゆるがせに出来ない問題を提示するものである」としている(註(1)片岡論文)。

(4) 註(3)内山論文参照。

(5) 抗糧闘争については、横山英「中国近代化の経済構造」第四部(重紀書房 一九七二)、神戸輝夫「清代後期山東省における『団匪』と農村問題」(『史林』五五—四—一九七二)、同「山東省淄川県劉德培抗糧始末」(『大分大学教育学部紀要』B 四—四—一九七四)など。民間宗教運動については、佐藤公彦「清代白蓮教の史的展開——八卦教と諸反乱——」(『続中国民衆反乱の世界』所収 汲古書院 一九八三)、同「乾隆三十九年王倫清水教反乱小論——義和団論序説——」(『一橋論叢』八一—三—一九七九)、同「道光十五年の山西趙城の先天教反乱」(『増淵龍夫先生退官記念論集 中国史における社会と民衆』所収 汲古書院 一九八三)、浅井紀「明清時代における聞香教と清茶門教——潯州石仏口王氏の系譜——」(『千年王国的民衆運動の研究』所収 東大出版会 一九八二)、鈴木中正「千年王国的民衆運動の研究」(前掲)第二部第二章、小林一美「白蓮教反乱から義和団へ」上・下(『歴史学の再建に向けて』二・三—一九七五・七六)、同「構造的負性の反乱」(『歴史学の再建に向けて』四—一九七九)、同「中国白蓮教反乱における帝王と聖母——仮性共同体の二元論的世界」(『歴史学の再建に向けて』五—一九八〇)など。

- (6) また、一九七九年以来、民間宗教に関する檔案史料が刊行され、その利用により従来の原志では及びえなかつた村落レベルでの考案が可能となったことも、こうした方法をとる一理由である。なお、本稿では以下の二檔案を主に利用した。故宮博物院明清檔案部編『清代檔案史料叢編』第三輯、清茶門教(中華書局 一九七九、以下「叢編」と略称)、中国人民大学中国近代政治思想史研究室編『義和団源流史料』(中国人民大学 一九八〇、以下「源流史料」と略称)。

(7) 片岡芝子「明末清初の華北における農家経営」〔社会経済史学〕二五—二一九五九、足立啓二「清代華北の農家経営と社会構造」〔史林〕六四—四一九八。

(8) 清茶門教については、註(5)浅井論文及び王爾敏「濠州石仏口王氏族系及其白蓮教信仰伝承」〔中央研究院近代史研究所集刊〕一二—一九八三、参照。三陽教については、杜吉堯「清代三陽教的起源及其思想信仰」〔大陸雜誌〕六三—五一九八一、参照。八卦教については、註(5)佐藤論文、鈴木論文参照。

(9) 清茶門教の伝播状況は、嘉慶十八年〜二十一年における直隸総督那彦成による彈圧の際のものである。また、八卦教系の諸教派は、他教との混淆や組織の分化が著しく、伝教系統を明確に特定し難いことが多い。このため、八卦教の信徒をすべて網羅することはきわめて困難であり、図1でも個々に欠落している恐れが残る。しかし、八卦教全体の信徒の動向については十分に示し得たものと考ええる。

(10) 西嶋定生『中国経済史研究』（東大出版会 一九六六）第三部。

(11) 註(7)足立論文、また同「清〜民国期における農業経営の発展——長江下流域の場合」〔中国史像の再構成——國家と農民〕所収 文理閣 一九八三)では、華北の北部、山西・陝西地方、四川省を第一類型（「生産力発展」、農業の商業化と小経営の展開の上での後進地帯）、華南諸省・揚子江中流域の諸省、山東省を第二類型（中進地帯）、江蘇省南部を第三類型（先進地帯）としている。

(12) 福武直『福武直著作集 第九卷 中国農村社会の構造』（東大出版会 一九七六）第二部など。

(13) 道光五年刊本『河内県志』（河南）卷十一・田賦志。また『源流史料』所収、上諭檔「乾隆四十八年十一月十五日」に「魏楊供、……我這魏家庄共有七八十戶人家」とある。

(14) 「八当家」とは、民間宗教組織内における位階を示す呼称の一つであると思われる。

(15) 『源流史料』所収、「嘉慶十八年十二月二十二日」（軍機處錄付奏摺 農民運動 卷二四二八 第九号）。

(16) 鍾祥「稽查東省邪教章程」（道光十五年發布、光緒三十三年刊本『高唐州志』へ山東）卷二・風俗附録）。

(17) 民間宗教の研究全般については、野口鉄郎「明代白蓮教史の研究」（雄山閣出版 一九八六）第二章参照。また浅井紀氏は、「書評『統中国民衆反乱の世界』」（『東洋史研究』四三—三一九八四）の中で、「宦官・下級士大夫・胥吏・衙役・農民といった、支配体制秩序内の者も多く含まれており、その教徒の構成は多様であった」と述べている。なお②の意見については、註(5)小林論文参照。

(18) 註(9)で述べたように、すべての信徒を完全に網羅することには問題があるが、信徒の全般的な職業構成と居住地域は十分に把握し得ると考える。なお表1には、「他数名」「余三十多者」などと表記された者は含んでおらず、名前の挙げられた信徒のみの集計である。

(19) 百瀬弘「津門保甲図説」に就いて——清代天津県の農工商戸に関する一統計資料——（『明清社会経済史研究』所収 研文出版 一九八〇）参照。

(20) 『源流史料』所収、「嘉慶二十年十月初八日、直隸総督那彦成摺」（軍機處錄付奏摺 農民運動 卷三三〇九 第一号）。

(21) 『叢編』所収、「山西巡撫衡齡奏審明王紹英在晋伝教及徒衆分別定擬摺、嘉慶十九年閏二月十八日」。

(22) 『源流史料』所収、「嘉慶十九年十二月初二日」(軍機処録付奏摺 農民運動 卷二四七六 第四号)。

(23) 同前所収、「嘉慶十九年九月初三日、直隸給督那彦成摺」(軍機処録付奏摺 農民運動 卷二五二三 第五号)「李会一籍隸景州、居住劉智廟地方、向開歇店生理、拜從別家正法之离卦教首李盛德爲師、學習拳棒、念誦真空家鄉無生父母八字。葛文台・汪英杰常往劉智廟趕集、住宿李会一店內、遂俱拜從習教」。

(24) 同前所収、「乾隆三十九年十二月十九日」(軍機処録付奏摺 農民運動 卷一九〇三 第六号)「崔大勇即許大勇供、我是臨清州西廠人、今年三十五歲、……我平日燒酒度日。今年八月初五日、我去柳林趕集、遇見柳林的王五、買了他四斗米、同到茶舖吃茶、說起閑話來、他說張四孤庄有个王師父、若到那里學習拳棒入教」。

(25) 同前所収、朱批奏摺 農民運動 卷二五二二 第十号。

(26) 同前所収、「嘉慶十八年九月三十日」(軍機処録付奏摺 農民運動 卷二三八七 第二号)「据王晋仁供、年七十五歲、金鄉縣馬家集西買家樓人、向売布綫生理。嘉慶二年間、小的在单県売布、合单県西店子人劉隴士認識、他說他是离卦教、教世人行好、可免災難、叫小的隨他入教、小的允允」。

(27) 同前所収、「嘉慶十八年十二月初十日」(軍機処録付奏摺 農民運動 卷二四九五 第四号)「翟四兒即翟亮供、我是房山縣李家莊人、……我平日在傭工度日、上年八月十二日、我到馬駒橋素認之薛玉家去、薛玉叫我入紅陽教、大有好處、我允從」。

(28) 同前所収、(軍機処録付奏摺 農民運動 卷二五二三 第十

五号)「戴真先即戴光祖供、……(嘉慶)十六年上、有對門住的岳幅的女人岳王氏向我女人說、你們沒兒女、行点好事、勸我們学好、我女人就跟著岳王氏学好、我來也跟着学好」。

(29) 福武直『福武直著作集 第九卷 中国農村社会の構造』(前掲) 第二部。

(30) 註(7)片岡論文の第三章註(14)参照。

(31) 景魁・羅備『清代山東經營地主底社会性質』(山東人民出版社 一九五九) 第二章。なお表Ⅳは、卷末附録の光緒朝山東四七県一四一村雇工(長工、短工)情況一覽表にもとづいて作成した。

(32) この他に『中国農村慣行調査』(岩波書店 一九五四) 第二卷、二五二頁には、「五人位家族があつて借金もせずに食つていくには大体何畝位要るか」生活によつて違ふ。一寸よい生活をするには五十畝要る。普通の生活をするには三、四十畝で足りる」(昭和十七年三月の河北省順義県沙井村における調査)とある。

(33) 所載事項は以下の通り。『直隸定州志』―街道、道路、廟宇、戸口、井泉、糧租地。『樂城縣志』―戸口、地畝。

(34) 本稿で利用する『直隸定州志』は、百瀬弘氏により紹介された「清末直隸三村図」(『深州村図』)『青県村図』『正定県村図』の記述ほど詳細ではないが、それらよりも二五〇三五年早い記録である。

(35) 旗田巍『中国村落と共同体理論』(岩波書店 一九七三)第五章参照。

(36) 黄宗智『華北的小農經濟与社会変遷』(前掲)第五章、なお黄氏は潘詰・唐世儒両氏の見解を参考にしている。

(37) この『涉県志』の記述では、居住村落とのつながりは明確に述べられていないが、本文中で後述する(注)の史料では、こうした長距離、長期間の移動でも本来の居住村落や家族とのつながりが維持されていたことがわかる。

(38) 特に華北平原でも、山東省中部の山間地帯周辺や直隸省・山東省の沿海地域、鹹地・低湿地などの耕作条件が悪い地域においてこうした傾向は著しかったものと思われる。例えば、「原 属西山、柴関、度口、諸川、嶺谷重々、可耕之地絶少、聚处其間者、自芸炭芸果、而外生計甚促、訪聞邢(邢台県)・武(武邑県)二邑山中、有東省之人、在其地放蚕成繭」(乾隆二十二年刊本『沙河県志』〈直隸〉卷末・統述)。「再東則漸近海濱、村莊寥落、沮洳者生蘆草、斥鹵者生蓬蒿、居民薪蒸為業、釐致城市、以易粟米」(乾隆八年刊本『滄州志』直隸〉卷四・風俗)など。

(39) 本文四七頁の那彦成の上奏では、「一歳之中、惟秋收之後、…；且外出耕作及各項傭工之人、均已漸時帰里」と農繁期における他村落への出稼(傭工)が確認できる。

(40) 行商の事例については、「元好、安陽人、少失母、…；家甚寒微、販煤為業、以養其父。…；雍正三年旌表」(民国二十二年排印本『安陽県志』〈河南〉卷二十・人物)、「張可富、河町郷民也、家貧無以聊生、市豆腐為活計、母早卒、篤孝其父」(道光三十年補刊本『成安県志』直隸〉卷一・孝友)など。また注(41)も参照。

(41) 房屋については、「劉氏、鄧鳳來妻、年十九、于婦閨五載、夫亡無子、上有老姑、做盧數椽、薄田二畝。劉銳以養姑自任、終歲勤紡績、所得不足供餽粥、乃兼賃芋以給之。郷隣咸謂曰此鄧

家孝寡婦也。農工興時、每於本村傭工、數十年來。…；光緒二十二年旌」(民国十五年排印本『歷城県志』〈山東〉卷四十八・列伝)、「徐猷文、黄各村人。幼而失恃、父做樹負販遼東、久不帰、文事祖母暨兄嫂、勤順罔間道。祖母與兄嫂繼歿、文尽産營葬」(光緒十七年修『豊潤県志』直隸〉卷三・孝友)。前者では房屋の存在を確認でき、後者では推測し得る。

(42) 中国第一歴史檔案館他編『清代地租剥削形態』(乾隆刑科題本租佃關係史料之一、中華書局 一九八二)所収、一〇五奉天府京庁王世広等夥種姚可順地畝四六分糧。

(43) 直江広治『中国の民俗学』(岩崎美術社 一九六七)社会伝承、「この辺は土地が狭小であるため、土地の生産力にばかり頼って生活していることが不可能なところから、わずかばかりの土地は家人に耕作させたり、あるいは小作に出したりして、自分たちはその特殊な技術によって、山麓の村々を廻って歩き、正月近くになると故郷に帰って来るのである」(一七九〜八〇頁)。

(44) 『源流史料』所収、軍機処録付奏摺 農民運動 卷二三〇八第一号。

(45) 例えば、宋景詩の青年時代の経歴参照(陳白塵選述『宋景詩歴史調査記』第二章、人民出版社 一九五七)。

(46) 西山武一「山東一集市鎮の社会構造——益都県五里堡の調査記——」(『アジア的農法と農業社会』所収 東大出版会 一九六九)。左に示すのは、同論文中の農家の土地所有面積と出稼・小車などの雑業との關係を示す表である。この表から、E群(土地なし)よりも、むしろC群(土地所有一大畝以上二・五

土地所有大小別各農家群の性格

農家群	項目	戸数	所有面積(大畝)	房(まぐち)間	人口	丁男	出稼	年工	役畜	小車	開店	販子	推車
A		10	69.5	118	78	17	0	10	5	0	2	5	1
E		13	41.2	84	67	18	2	3	0	0	3	2	4
C		33	55.3	153	126	38	1	1	2	4	11	7	9
D		23	12.9	72	92	36	6	3	0	5	3	7	5
E		21	0	34	66	22	2	0	0	0	6	5	3
計		100	180.9	461	429	131	11	17	7	9	25	26	23

(249頁より引用)

A—5大畝以上

B—5大畝未満 2.5大畝以上

C—2.5大畝未満 1大畝以上

D—1大畝未満

E—無所有

なお村内の一戸当たり平均は2.5大畝

大畝未満)及びD群(土地所有一大畝未満)に出稼・小車・販子などが多いことを看取できる。

(47) 他には、「土、勤誦読尚淳朴、或親耒耜、間為貿易、多盾而少文。……商、……本処懸遷有無者、不過菽粟・布縷・鷄豚・酒蔬而已」(乾隆十四年抄本『南和県志』(直隸)卷五・風俗)など。

(48) 『源流史料』所収、「乾隆三十九年十月十八日、河南総督管巡

撫事何謂摺(軍機処録付奏摺 農民運動 卷一九〇五 第一号)。

(49) 光緒三十三年刊本『高唐州志』(山東)卷二・風俗附録。

(50) 『那文毅公(彦成) 初任直隸總督奏議』卷三八所収。

(51) 黄青榿については、沢田瑞穂、『破邪詳弁』について(沢田

校注『校注破邪詳弁——中國民間宗教結社研究資料——』所

収 道教刊行会 一九七二) 参照。

(52) 保甲条例十三条の中の関連する四カ条をあげれば、「一、親族

分居、及同院教家、並賃房寄居者、俱按戸另造、以防匿漏。一、

男女老幼俱造入冊、有出外貿易者、註明出外地名。一、傭工有

外無家口者、附人傭主戸、若外有家口、即依家口住宅、挨造入

冊。一、冊查清後、令地牌等按季呈送清摺、開明本村新生・新

死・新嫁娶・新立嗣・新遷移、及新出門・新回家者、令該房於

冊内改正」(『破邪詳弁』卷三)。

(おだ のりこ 名古屋大学大学院博士後期課程)